

あなたも国民年金を増やしませんか？

★年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある60歳以上の方へ

やむを得ない事情により国民年金保険料を納めなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて年金額が少なくなってしまう。

国民年金にはご本人の申出により「60歳以上65歳未満」の5年間(納付月数480月まで)、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる【任意加入制度】があります。「年金額を満額又は満額に近づけたい方」にはお勧めです。

国民年金任意加入制度 Q & A

Q. 任意加入に条件はありますか？

A. 次の1～4のすべての条件を満たす方が任意加入をすることができます。

1. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
 2. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
 4. 厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
- ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。
 - ・外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

Q. 任意加入によるメリットはありますか？

- A. ●65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。
- 万が一の際にも備えられます。
一定の要件を満たせば、加入期間中に、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに障害基礎年金が、一家の働き手が亡くなったときには遺族基礎年金が受け取れます。
 - 長生きするほど、生涯に受け取る年金額も多くなります。
 - 納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。

Q. 毎月の保険料はいくらになりますか？

- A. 国民年金の保険料は月額16,540円(令和2年度)です。
保険料の納付方法は口座振替になります。
また、保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。

さらに受け取る年金額が増える付加年金の納付もおすすめです！

毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。

付加年金額(年額)は、「付加保険料納付月数×200円」で計算します。

- 60歳から65歳になるまで付加保険料を納めた場合
 - ・5年間の付加保険料納付額(総額)…24,000円(60月×400円)
 - ・付加年金額(総額)……………12,000円(60月×200円)

つまり、65歳から国民年金を受け取り始めて2年で、付加年金保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。(令和2年度の保険料額、年金額で計算しています。)

※付加保険料を納めるには申し込みが必要です。